

質疑・回答書

No1

告示番号	198	件 名	豊中市立熊野田小学校校舎普通、特別教室棟耐震補強工事
No	質疑事項	回 答	
1	A-12 ⑩既設ドレンはストレーナーのみ撤去と記載になっていますが、本体は再利用と考えてよろしいでしょうか。	質疑事項の通り、本体は再利用とします。	
2	A-13 手摺撤去箇所は記載されていますが、新設箇所が記載されていません。ご指示願います。	A-11、A-12、A-19、A-20図に記載があります。	
3	A-11 ③柱補強の記載がありますが、既設撤去等詳細がありません。撤去等は無いものと考えてよろしいでしょうか。	既設部分の撤去範囲については、補強部に加え両側100ミリのモルタル仕上げ撤去を行います。	
4	A-11 ⑨渡り廊下屋根防水と記載されていますが、外壁立面図がありません。塗替範囲図示願います。	A-23図に記載があります。防水改修の範囲については別紙1図の範囲とします。鉄部は全てDP塗り、木部(下足箱)は全てEP-G塗り、屋根側面・裏面及び壁面は外装薄塗材E新設を行います。	

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

No2

告示番号	198	件 名	豊中市立熊野田小学校校舎普通、特別教室棟耐震補強工事
No	質疑事項		回 答
5	A-20 鉄骨取合壁撤去範囲が記載されていません。庇以外に撤去は無いと考えてよろしいでしょうか。		既存部分の撤去範囲については、接合面に加え周囲100ミリのモルタル仕上げ撤去を行います。
6	A-22 *家具巾木は新設と記載されていますが、ハッチ線図示範囲の家具は、巾木以外再利用と考えてよろしいでしょうか。		質疑事項の通り、ハッチ線図示範囲の家具は、巾木以外再利用の上EP-G塗りとします。
7	A-22・23 塗装他仕上範囲は、ハッチ線図示範囲内のみと考えてよろしいでしょうか。		A-22図ハッチ以外の新設部も全て範囲とします。A-23図塗装他仕上範囲は質疑事項NO. 4の回答によります。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp